

教材内容訂正のご案内

配布教材において、下記のとおり誤りがございました。内容を訂正すると共に、受講生の皆様にご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。恐れ入りますが、本正誤表をご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

■ 教材：2級電気工事施工管理技士 第一次検定 テキスト(改訂第三版)

頁	該当箇所	誤	正
280	第3編 第1章 建設業法 4.建設工事の見積り	建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとに材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。また、建設業者は、注文者から請求があった時は、請負契約が成立するまでに、その見積書を交付しなければならない。	建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの <u>材料費等その他当該建設工事の施工のために必要な経費の内訳</u> 並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を <u>記載した建設工事の材料費等記載見積書を作成するよう</u> 努めなければならない。また、建設業者は、建設工事の注文者から請求があった時は、請負契約が成立するまでに、 <u>当該材料費等記載見積書</u> を交付しなければならない。